

**「通信プラットフォーム研究会における検討の方向性(第一次案)」
に対する意見等**

※ 下線部については説明の都合上事務局において追加したものです。

1. 通信プラットフォームの連携強化の必要性

(2) 通信プラットフォームの連携強化の効果

意見等
<p>この点は、強化の方向しか認めない、という点で、明確な方向性を示している。</p> <p>その理由は、ユーザーの利益、「消費者にとってのネットワークの中立性」(2頁)であろう。</p> <p><u>気になるのは、あるPF事業者が、自分はクローズドなシステムを構築したい、として顧客を集めることをすべて否定するのか、という点。</u>顧客には、情報をどこにも出さないということ売り物にすることも考えられる。</p> <p><u>個々のPF事業者ないしキャリアが、連携強化か、単独行(クローズドなシステム)かを選べる余地を残しておいてはどうか？</u></p> <p>ただし、支配的事業者(第2種指定)は、この点についてオープン化を要請している、とすることはあり得るかもしれない。</p> <p style="text-align: right;">【舟田構成員】</p>
<p><u>「プラットフォーム機能の連携」という表現は様々な解釈が可能であるため、関係者間で認識の齟齬が生じないような用語に置き換えて検討を進める必要がある</u>と考える。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI】</p>
<p><u>プラットフォームの基盤として各企業が採用している技術や方式は、自由な競争市場の中で、技術の進化やお客ニーズの高まりによって必要に応じて段階的に共通化が進み、あるいは、他社との差別化のために多様化が図られるもの。</u>また、検討にあたっては、<u>実現にかかるコストと利便性向上のバランスを考慮する必要がある</u>ことから、「環境整備」のために、<u>行政が具体的な時期や方向性を示すことや、人為的、制度的な取り組みを進めることは適当でない。</u></p> <p style="text-align: right;">【KDDI】</p>
<ul style="list-style-type: none">・連携強化の効果として、「市場の拡大」、「ビジネスモデルの多様化の加速化」、「公正競争確保」といった<u>業界視点のみ</u>でなく、「利用者利益の向上」や「利用者の効用」等の<u>ユーザ視点も考慮すべき</u>と考えます。・すべてのプラットフォーム機能を網羅的に扱うことは困難なため、<u>利用者ニーズの高い領域から検討を行うことが現実的</u>であると考えます。 <p style="text-align: right;">【ソフトバンクモバイル】</p>

2. 通信プラットフォームの連携強化の効果

(1) 連携強化の基本的視点

意見等
<p><u>「プラットフォーム機能の連携」という表現は様々な解釈が可能であるため、関係者間で認識の齟齬が生じないような用語に置き換えて検討を進める必要がある</u>と考える。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI】</p>
<p>第1項で、「プラットフォームの連携強化とは、単に当該機能の共通化・標準化を図るのではなく、プラットフォーム機能の担い手の多様性を確保し、異なるプラットフォーム間の連</p>

携（ブリッジ）をいかに円滑にするかという視点が重要ではないか」については総論賛成ですが、「異なるプラットフォーム間の連携（ブリッジ）」の具体的なイメージに関する共通理解が必要と考えます。

参考1： OSIの参照モデルでは、同一レイヤー間の連携手段としてプロトコル、隣接レイヤーの連携手段としてインタフェースを規定しています。従来、OSIの標準に見られるように、各レイヤーでプロトコルを規定していました。これに対しNGNでは、通信レイヤーとサービス制御レイヤーについてはプロトコル（IP、SIP等）を採用していますが、サービスプラットフォーム・レイヤーについては、3GPPの技術仕様であるParlay X Web Servicesに見られるように、サービスプラットフォーム間のプロトコル（SOAP等）からデータ記述を分離し、アプリケーションとのインタフェース（API）でデータ交換形式を規定することにより、異機種混在環境でも柔軟なプラットフォーム機能の構築を可能にしています。

したがって、プラットフォーム機能の共通化・標準化を図ることはAPIのデータ交換形式の標準化・共通化を図ることであり、サービスプラットフォーム間の連携を強化することは、プラットフォームサービス提供者（またはアプリケーションサービス提供者）が、公開されたAPI（公平性、中立性）を通して他のプラットフォームサービス提供者の提供する多様なプラットフォーム機能にアクセスし、自身のプラットフォーム機能と組み合わせ、エンド・ユーザの求めるサービスを容易に提供（APIの共通化・標準化）できるような環境を醸成することと考えます。

参考2： プラットフォーム機能の例として、認証・課金機能、位置情報提供機能、QoS機能が列挙されていますが、これらの機能は、インフラ事業者が所有する機能・情報（例えば、NGNにおけるサービス制御機能）と、プラットフォームサービス提供者がインフラ事業者の所有する機能・情報を加工してアプリケーションサービス提供者またはエンドユーザに高度なサービスを提供する機能の2つがあると考えます。したがって、インフラ事業者のプラットフォーム機能（サービス制御機能）とプラットフォームサービス事業者のプラットフォーム機能の連携も重要と考えます。

【テレコムサービス協会】

（2）検討のアプローチ

意見等

- ・ 検討のアプローチとしても、利用者が何を望んでいるかといったユーザ視点が不可欠であると考えます。
- ・ 現行の指定電気通信設備を設置する事業者、特に通信レイヤにおいて**ボトルネック性に起因する市場支配力を有する事業者とそれ以外の事業者を区別する視点が必要**と考えます。当該事業者のプラットフォーム機能の相互接続性に制限等が設けられた場合、通信レイヤを含む各レイヤの公正競争が機能しなくなる恐れが高いという点に留意が必要です。例えば、NTT東西殿のプラットフォーム機能について、現状、NGN 上で当該機能に該当するサービス付与

機能が実装されていない状況であったとしても、このような視点は堅持すべきと考えます。

【ソフトバンクモバイル】

3. モバイルビジネスにおける通信プラットフォームの多様化

(2) 通信プラットフォームの多様化

意見等

当社は、従来から i モードプラットフォームにおいて、①ISP 接続インターフェースの提供（2003 年 11 月～）、②i モード ID の提供（2008 年 4 月～）や③位置情報の提供等のオープンな取組みを実施してきており、今後もユーザニーズや事業者要望に応じ、プラットフォームの連携強化に前向きに取り組んでいきたいと考えております。

こうしたプラットフォームの連携強化を進めるにあたっては、「通信プラットフォーム研究会における検討の方向性（第 1 次案）」に記載されている通り、「あくまで通信事業者とコンテンツプロバイダ等との間の協議による実現」を「基本とすることが適当」であると考えます。

なお、プラットフォームの連携の協議を進めるにあたり、コスト負担や時間の制約の問題により、全ての要望に対応することが現実的ではなく、事業者間での協議の難航も想定されることから、通信プラットフォーム研究会 報告書において、ユーザニーズや事業者要望を踏まえ、事業者連携を進めるべきメニューの必要性の見極めやコストの受益者負担、実現のタイミング等、基本的な方向性を整理して頂き、具体的事項については、事業者、コンテンツプロバイダ間の自由な協議により、合意形成を進めるべきと考えます。

【NTTドコモ】

「アグリゲート機能の多様化」の意味するところが不明確ではないか。

【KDDI】

プラットフォームの基盤として各企業が採用している技術や方式は、自由な競争市場の中で、技術の進化やお客ニーズの高まりによって必要に応じて段階的に共通化が進み、あるいは、他社との差別化のために多様化が図られるもの。また、検討にあたっては、実現にかかるコストと利便性向上のバランスを考慮する必要があることから、「環境整備」のために、行政が具体的な時期や方向性を示すことや、人為的、制度的な取り組みを進めることは適当でない。

【KDDI】

(4) 各種ポータビリティの実現の可能性

意見等

a. 各種とあるうち、メルアド、コンテンツ・ポータビリティについては、従来から議論されてきたことである。

私が座長を務めた番号ポータビリティを認めた「料金設定の在り方に関する研究会」では、この点も議論されたが、技術的に乗り越えるべき点が多い、需要もそれほどではないだろう、ということで、先送りとなったと記憶している。

たしかに、モバイルのメルアドのドメインが、各キャリアの名前それ自体になっているの

は、まっさらな頭で考え直してみると、やや奇異。

キャリアがPF事業を始めたのだから、最初は当然であったのだが、インターネットの世界で、ユーザーがドメイン・ネームを選ぼうなどということが言われている中では、モバイルの世界では、キャリア拘束性が強く出ていることになる。

特に、モバイルでも、ウェブ・メールを利用できるそうであり（8頁）、そうなると、全員がウェブ・メールに変えた方が、ポータビリティにとっては最適ということになる。特に、利用者がポータビリティを望むなら、ウェブ・メールを利用できるのだから、メールアドレス・ポータビリティを議論する必要もない、ということにならないか。ただし、利便性の面で、差異があるとのことであり、これが自己のサービスとの間に不当な差別的取扱いをしたことにならないかを考える必要があるようにも思われる。

b. コンテンツ・ポータビリティについては、キャリアを変えるときに、コンテンツを自覚的に引っ越ししないユーザーがいて、コンテンツ事業者が打撃を受けているという話も聞かすが、これは消費者の利益という点では、むしろプラスのはず。（Opt inの考え方）

コンテンツ事業者の一方的な利益のためだけなら、ポータビリティを用意する必要はない。何のために、ポータビリティを図るのかという点を明確化した方がいいように思われる。

c. 契約者の購買履歴まで議論が及ぶと（8頁）、これは「通信の秘密」と「個人情報保護」を考えると先決問題のような気がする。

購買履歴については、楽天が顧客と出店者との購買履歴をすべて握っていて、出店者にも渡さない、ということが、公取で問題になった記憶がある。これによって、出店者は、楽天にロック・インされることになるから。

平成18年度 公取委年次報告

http://www.jftc.go.jp/info/nenpou/h18/H18_top.html

第8 電子商店街等の消費者向けeコマースにおける取引実態に関する調査・提言

「上位3社の中には、出店事業者に対して外部のサイトへのハイパーリンクを制限した上で、出店事業者から商品を購入した消費者に関する顧客情報（メールアドレス、氏名、住所等の属性情報、購買履歴等）について、当該出店事業者が、出店中、ダイレクトメールの送付等の営業活動に利用することを制限し、退店後においては、全く利用できないようにしている事業者がある。出店事業者に対するヒアリングによると、退店後に顧客情報が全く使えなくなることが、出店事業者にとって取引先の運営事業者を変更する上での大きな障害になっており、特に電子商店街における取引への依存度の高い出店事業者は、運営事業者を変更することが困難な状況となっている。出店事業者に対する顧客情報の利用制限を行っている運営事業者に対するヒアリング調査によると、このような制限は、電子商店街における取引に係る顧客情報管理の観点から課されているとのことである。

なお、個人情報の保護に関する法律の解釈によれば、運営事業者から出店事業者

提供された顧客情報について、出店中に運営事業者が定めた利用目的の範囲内であれば、出店事業者は退店後においても出店中と同様に利用することができることとされている。」

【舟田構成員】

プラットフォームの基盤として各企業が採用している技術や方式は、自由な競争市場の中で、技術の進化やお客様ニーズの高まりによって必要に応じて段階的に共通化が進み、あるいは、他社との差別化のために多様化が図られるもの。また、検討にあたっては、実現にかかるコストと利便性向上のバランスを考慮する必要があることから、「環境整備」のために、行政が具体的な時期や方向性を示すことや、人為的、制度的な取り組みを進めることは適当でない。

【KDDI】

4. 市場の統合化に対応した通信プラットフォームの在り方

(1) IDポータビリティに関する基本的視点

意見等

IDポータビリティが、移動と固定の間のそれも含むということは、新しい考え方ではないか。(8頁)

従来は、モバイルの中でのIDポータビリティの議論だけだった。

FMC等が進展する中、とあるが、具体的な需要が見えているか、私には不明。

【舟田構成員】

(2) 認証基盤構築に係る検討の方向性

意見等

----「個人情報保護の観点から、ID情報管理については各個人が自らの意思で支配・管理できることが重要であり」

これは、各個人(契約者ということであろう)が、PF事業者のデータベースに入って情報を見て、改変することまで可能とするように読めるが、これはあり得ないこと。

下記の個人情報保護法は、開示請求権を認めているが、この限度なのか？

それなら、ここに書くまでもないこと。

インデックスの意見でも、第一次案と同様のことが書いてあるが、具体的にどのようなことを意味しているのかを、今後明確にしていく必要があると考えられる。

【舟田構成員】

----「異なるネットワーク上で仮想的・共通的に機能する」(8頁以下)

議論では、第三者機関などという発言もあった。

ここで連想されるのは、金融における消費者情報を管理する3つの信用情報センターの統合をめぐる議論である。

信販系、銀行系、消費者金融系の3つの信用情報センター統合は、「多重累積債務者」の救済、早期発見などと言われたが、本音は、クロ情報だけでなく、シロ情報も欲しい、という

<p>金融事業者側の需要である。</p> <p>消費者からは、役款で、これらの中で個人情報^が融通されることを「同意」したというのは不当である、という主張がなされ、私はこれを支持したいという立場。</p> <p>参照、舟田・判例評釈「個人情報センターと独占禁止法」ジュリスト 1200 号 202-205 頁（2001 年 4 月）</p> <p>しかし、上はかなり以前の事情だけであるので、その後の更なる情報交換の進展と、それについての議論をフォローしていない。</p> <p>また、<u>ここにおける流通する個人情報と、ここで議論・検討されている情報が、同質なのかも今の段階では不明である。</u></p> <p style="text-align: right;">【舟田構成員】</p>
<p><u>IDポータビリティについては、実現にかかるコストとメリットを比較した上で慎重に検討する必要があるため、実現段階に向けては、携帯事業者の認証基盤も含め、連携を図ることの是非は民間のビジネスベースでの判断に委ねること前提として検討すべき。</u></p> <p style="text-align: right;">【KDDI】</p>
<p>指摘のとおり、IDの連携を考える際に個人情報保護の問題は避けて通れない問題であり、<u>認証基盤のシステム的な連携とID・個人情報のマネジメントの在り方についてはセットで検討すべき。</u></p> <p style="text-align: right;">【KDDI】</p>
<p>プラットフォームの基盤として各企業が採用している技術や方式は、自由な競争市場の中で、技術の進化やお客様ニーズの高まりによって必要に応じて段階的に共通化が進み、あるいは、他社との差別化のために多様化が図られるもの。また、検討にあたっては、実現にかかるコストと利便性向上のバランスを考慮する必要があることから、「環境整備」のために、行政が具体的な時期や方向性を示すことや、人為的、制度的な取り組みを進めることは適当でない。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI】</p>
<p><u>「個人情報をどう取扱うか」と「ID認証基盤の連携」という議論が混在しているが、本研究会の開催要項にある検討事項（新事業創出効果、連携強化方策）からすれば、<u>本研究会では後者について議論すべき。</u></u></p> <p style="text-align: right;">【ヤフー】</p>

(3) その他検討すべき課題

意見等
<p>指摘のとおり、IDの連携を考える際に個人情報保護の問題は避けて通れない問題であり、<u>認証基盤のシステム的な連携とID・個人情報のマネジメントの在り方についてはセットで検討すべき。</u></p> <p style="text-align: right;">【KDDI】</p>
<p>プラットフォームの基盤として各企業が採用している技術や方式は、自由な競争市場の中で、技術の進化やお客様ニーズの高まりによって必要に応じて段階的に共通化が進み、あるいは、他社との差別化のために多様化が図られるもの。また、検討にあたっては、実現にか</p>

かるコストと利便性向上のバランスを考慮する必要があることから、「環境整備」のために、行政が具体的な時期や方向性を示すことや、人為的、制度的な取り組みを進めることは適当でない。

【KDDI】

その他

意見等

一次案は、「通信プラットフォームの連携強化の必要性」、「通信プラットフォームの連携強化の効果」、「モバイルビジネスにおける通信プラットフォームの多様化」、「市場の統合化に対応した通信プラットフォームの在り方」の4章から構成されていますが、5章として「国際競争力の強化」の視点を追加する必要があると考えます。

【テレコムサービス協会】

その他(第6回会合における議論に関して)

構成員発言(「携帯電話のユーザIDの一般サイトへの通知の仕組みに関連して、携帯電話番号を入力すれば有料で個人情報を入手できるというサイトが存在している。ユーザIDの通知が容易であることによって、悪意をもった業者やユーザの不注意によるトラブルが既に存在しているということはないのか。」)に関して

意見等

当社は、ユーザIDを一般サイトへ通知する仕組みとして、①本年3月31日より提供を開始した「iモードID」と②503i以降の全ての端末が対応している「UTN情報」(携帯電話の製造番号、及びFOMAをご利用の場合はFOMAカード識別番号を含みます)の2つの方法が存在しております。

構成員様から質問された悪意を持った事業者によるトラブル事例については、当社の提供するサービスにおいては最近では、そのような事例は存在しておりません。

なお、3～4年ほど前に、出会い系サイトなどにおいて、「UTN情報」を取得したかのように偽って請求行為を行うサイトが存在しておりました。こうした事例については、「UTN情報」は送出のたびにユーザの同意が必要であり、仮に「UTN情報」が送出了たとしても、お客様の携帯電話等の情報を一切含まれていない等、お客様の安全性を配慮した措置を実施しております。

(参考HP：<http://www.nttdocomo.co.jp/info/safety/fictitious1.html>)

【NTTドコモ】